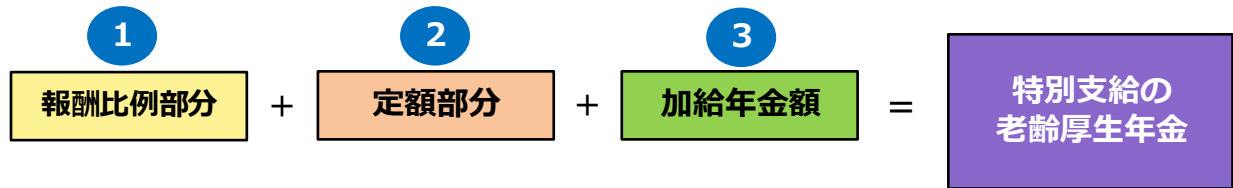


## 60歳台前半（65歳未満）の老齢厚生年金の額

60歳台前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）は、生年月日等に応じて、報酬比例部分と定額部分と加給年金額を合計した金額が受給できます。



### 1

**報酬比例部分**：過去の報酬等に応じて決まります。

$$\text{報酬比例部分}^{\ast 1} = A + B$$

**A：平成15年3月以前の加入期間**

$$\text{平均標準報酬月額}^{\ast 2} \times \frac{7.125^{\ast 4}}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}$$

**B：平成15年4月以降の加入期間**

$$\text{平均標準報酬額}^{\ast 3} \times \frac{5.481^{\ast 4}}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}$$

※1 共済組合加入期間を有する方の報酬比例部分の年金額については、各共済加入期間の平均報酬（月）額と加入期間の月数に応じた額と、その他の加入期間の平均報酬（月）額と加入期間の月数に応じた額をそれぞれ計算します。

※2 **平均標準報酬月額**……平成15年3月以前の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※3 **平均標準報酬額**……平成15年4月以降の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。

**定額部分**：加入期間の長さ等に応じて決まります。

$$\text{定額部分} = 1,628\text{円} \times 1.000^{※4} \times \text{被保険者期間の月数}^{※5}$$

また、40歳（女性と坑内員・船員は35歳）以降180月以上等の中高齢の特例に該当する方などについては、240月末満であっても240月として計算します。

【中高齢の特例等については、7ページの【特例2】、【特例3】①②をご参照ください。】

※4※5 昭和21年4月1日以前に生まれた方については、給付乗率および被保険者期間の上限月数が異なります。

**加給年金額**：厚生年金保険と共済組合等の被保険者期間を合わせて20年<sup>※6</sup>以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。  
65歳到達後（または定額部分支給開始年齢に到達した後）、被保険者期間が20年<sup>※6</sup>以上となった場合は、退職改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。  
加給年金額加算のためには、届出が必要です。

※6 中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が15～19年。

| 対象者       | 加給年金額                  | 年齢制限                                               |
|-----------|------------------------|----------------------------------------------------|
| 配偶者       | 224,700円 <sup>※7</sup> | 65歳未満であること<br>（大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません）    |
| 1人目・2人目の子 | 各 224,700円             | 18歳になった年度の3月31日までの間の子、または20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子 |
| 3人目以降の子   | 各 74,900円              |                                                    |

※7 老齢厚生年金を受け取っている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,200円～165,800円が特別加算されます。

**【ご注意ください】**

配偶者が老齢（退職）年金（加入期間20年以上または中高齢の特例に該当する場合に限る）、または障害年金を受け取る間は、配偶者の加給年金額は支給停止されます。